

令和8年度 春の側溝清掃（土砂・汚泥回収日程）

問くらし環境課 ☎ 0176-51-6726

対象地区	回収日程
東二十一～二十四番町、ひがしの一・二丁目、一本木沢一・二丁目、一本木沢、下平、藤高、里ノ沢、しらかば団地、牛泊	4月6日(月)～9日(木)
稲生町、東一～三番町、東十一～十三番町	4月13日(月)～16日(木)
西一～三番町、西十一～十三番町、西二十一～二十三番町	4月20日(月)～23日(木)
西金崎、本金崎、上平、南平、長根尻、八郷、ニュー若葉	5月11日(月)～14日(木)
元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、北平、北斗、井戸頭、千歳森、後野、七郷	5月18日(月)～21日(木)
穂並町、東四～六番町、東十四～十六番町、西四～六番町、西十四～十六番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林	5月25日(月)～28日(木)

◆空き瓶、空き缶、紙、プラスチックなどのごみは可能な限り除去し、落ち葉と土砂はより分けてください。落ち葉や雑草などは、燃えるごみのごみ袋に入れて、別途処分してください。

◆収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げは必ずそれぞれの回収開始日の前日までに終わらせてください。

◆土砂・汚泥は、高さ30cm程度の円すい型などにまとめて置いてください。また、危険ですので交差点から5m以上離して置いてください。

◆土砂・汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇の、見えやすく分かりやすい場所に置いてください（電柱の脇などは死角になる恐れがあります）。また、段ボールや肥料袋に入れないでください。

◆国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、事前にくらし環境課へご連絡ください。



期間外の清掃については回収できません。毎年、回収日の間違いがみられますので、日程をよくご確認ください。

山火事にご注意を

～山火事を起こすも防ぐも私たち～

4月1日から6月10日までは「山火事防止運動強調期間」です。特に4月から5月にかけて、野焼きやたばこの不始末などが原因で、山火事が多く発生しています。山火事になると一瞬にして大切な森林を失うだけでなく、その回復には長い年月を必要とします。

一人一人が注意して山火事を防ぎ、大切な森林資源を未来へ引き継ぎましょう。

問農林畜産課 ☎ 0176-51-6745

水道メーターの定期交換を行います

水道メーターは、計量法により8年以内に交換することが義務付けられています。

定期交換の作業のために4月上旬から11月下旬までの間に、市が発行する身分証明書を携帯した委託業者が敷地内に立ち入ります。不在の場合でも作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問上下水道課 ☎ 0176-25-4516

下水道の使用区域が広がりました

使用できる区域は、上下水道課窓口で閲覧できるほか、市ホームページに掲載しています。

※接続工事は、市の指定を受けた排水設備工事業者が行います。

※市では、接続工事に対する融資あっせんを行っています。詳しくはお問い合わせください。

問上下水道課 ☎ 0176-25-4015

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



内水ハザードマップを活用して災害にそなえましょう

内水ハザードマップは、市街地で集中豪雨などが発生した際に「浸水が想定される場所」や「浸水の深さ」の情報をまとめた地図です。

内容は市ホームページで確認できます。詳しくはお問い合わせください。

問上下水道課 ☎ 0176-25-4015

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



加齢による難聴にお悩みの人に補聴器購入費を助成します

対象者 次の全てを満たす人 ▶
 ▶十和田市に住所を有する満65歳以上の人 ▶両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持していない人 ▶補聴器相談医により、補聴器の装用が必要だと判断されていること ▶世帯員に市税の滞納がないこと

助成金額 最大3万円

必要書類 ▶申請書 ▶補聴器適合に関する診療情報提供書 ▶認定補聴器専門店または認定補聴器技能者在籍店が作成した見積書 ▶同意書 ▶マイナンバーカードなど本人確認書類

※すでに購入した補聴器は対象外です。購入前にご相談ください。※助成を受けて補聴器を購入した3カ月後と1年後に、アンケートに回答していただきます。

問いきいき高齢介護課

☎ 0176-51-6720